

処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は、採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

Q 次のような処方内容の場合、調剤料はどのように算定すべきでしょうか。一包化するよう指示されているので、処方1～3で3剤分の調剤料を算定すると思えますが、後発医薬品調剤加算が調剤料を算定している部分にしか加算できないこともあり、当薬局が使用しているレセプトコンピューターは処方1、処方3、処方4で調剤料を算定する仕組みになっているようです。どちらの算定方法が正しいのでしょうか。
(岐阜県 匿名希望)

| | | | |
|-----|---------------|-----------|------|
| 処方1 | A錠(ジェネリック医薬品) | 1錠 朝食後服用 | 14日分 |
| 処方2 | B錠 | 2錠 朝夕食後服用 | 14日分 |
| 処方3 | C錠(ジェネリック医薬品) | 3錠 毎食後服用 | 14日分 |
| 処方4 | D錠(ジェネリック医薬品) | 1錠 就寝前服用 | 14日分 |

※処方医より、上記を一包化せよとの指示あり。

A ご質問の処方例の場合、どちらの算定方法もありうるでしょう。

現在、一包化加算は、内服薬調剤料の加算です。2010年3月までは「一包化薬」という調剤料の区分として位置付けられていたため、一包化を行った際、どの部分(剤)に調剤料を適用するかという選択は基本的に不可能でしたが、2010年4月からは「内服薬」の調剤料の加算に位置付けられたため、算定上の取り扱いが以前とは若干異なってきます。

内服薬の調剤料については、3剤分まで算定することが認められていますが、どの部分(剤)で算定するというルール(すなわち、優先順位)が設けられているわけではありません。したがって、ご質問の処方例では、2010年3月までであれば処方1～3の部分「一包化薬」の調剤料として適用する以外に算定方法は考えられませんでした。現在(2010年4月以降)は「内服薬」の調剤料として算定しますので、①処方1～3で3剤分を算定するケース、または、②処方1、処方3、処方4で3剤分を算定するケース、どちらもありうるも

表 一包化に関する調剤料の算定方法について

| 処方内容 | 2010年4月以降 | | | | 【参考】2010年3月以前 | |
|----------------|-----------|-----|----------|-----|----------------------|-----|
| | 考え方① | | 考え方② | | 調剤料 | 加算* |
| | 調剤料(内服薬) | 加算* | 調剤料(内服薬) | 加算* | | |
| 処方1 A錠(後発) 朝食後 | 算定 | 後 | 算定 | 後 | 算定 (一包化薬) 3剤相当 | 後 |
| 処方2 B錠 朝夕食後 | 算定 | 包*2 | — | 包*2 | | |
| 処方3 C錠(後発) 毎食後 | 算定 | 後 | 算定 | 後 | | |
| 処方4 D錠(後発) 就寝前 | — | — | 算定 | 後 | (内服薬) | — |

*1: 「包」は一包化加算, 「後」は後発医薬品調剤加算の意
*2: いずれかの1剤分で一包化加算を算定する



のと考えられます。なお、調剤料の算定に応じて、各種加算の算定の可否に違いが生じる部分があります。一包化加算や後発医薬品調剤加算の算定については、表を参考にしてください。

○ 次のような処方内容の場合、一包化加算はどのように算定するべきでしょうか。処方1で14日分として計算しても構わないのでしょうか。それとも処方1～3で7日分として計算しなければならないのでしょうか。 (福岡県 匿名希望)

| | | | | |
|-----|--------------------|------|-------|------|
| 処方1 | A薬, B薬, C薬, D薬, E薬 | 1日1回 | 朝食後服用 | 14日分 |
| 処方2 | F薬 | 1日1回 | 夕食後服用 | 14日分 |
| 処方3 | G薬 | 1日3回 | 毎食後服用 | 7日分 |

※処方医より、上記を一包化せよとの指示あり。

A 14日分の一包化加算を算定してさしつかえありません。

一包化加算は、①服用時点の異なる2種類以上の内服用固形剤、または、②1剤であっても3種類以上の内服用固形剤を、その種類にかかわらず、服用時点ごとに一包化して患者に投与した場合に算定するものです。

ご質問の処方例の場合、①の算定要件に該当するのは処方1～3の共通部分である7日分となりますが、処方1を見ると、②の算定要件にも該当していることがわかります。したがって、処方1の部分において14日分の一包化加算(すなわち、30点×2=60点)を算定することができると思います。

つくりたいのは、医師と、薬剤師と、ジェネリック医薬品のいい関係。

患者さまに安心して

ジェネリック医薬品を使っていただくために。

薬の情報はもちろん、医師や薬剤師の声を

それぞれに届けることも

日本ケミファの使命だと考えています。

新薬開発で培ってきた皆様との絆を新たな価値に。

つくりたいのは、

つながって生まれる明るい未来です。

 **ケミファ**

おかげさまで日本ケミファは、60周年を迎えました。
日本ケミファ株式会社 東京都千代田区若本町2丁目2番1号 <http://www.chemifarm.co.jp>